

平成30年 第8回蔵王町農業委員会総会議事録

第8回蔵王町農業委員会総会は、平成30年8月27日蔵王町役場大会室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
村上 智彦	會田 照	平間 昭男
山家 照雄	川村 富士男	我妻 義明
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

鈴木 好和 大和 憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 砂金 毅
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第6 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第7 第6号議案 非農地照明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第8回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は11名であります。鈴木好和推進委員、大和憲男推進委員からは欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、平成30年第8回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い
- 議 長 事を進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。
- 議 長 蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
- 議 長 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番平間栄委員、6番山家一彦委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読説明]
- 議 長 なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。
- 議 長 また、周辺農地への影響の有無について、4名の委員により現地調査済みです。
- 議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。
- 議 長 [8番委員により現況報告]
- 議 長 説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。
- 議 長 質問はありませんか。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第2第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
- 議 長 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 長 なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われます。

農地区分は議案書のとおり、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

4 番 委 員 32番の議案ですが、町内の方と県外の方との売買による太陽光発電事業であります。譲渡人と譲受人との関係を教えてください。また、この事業をなさる方は、他にも事業の実績があるのでしょうか。

事務局 売買による売り手と買い手ということ以外に関係性の確認はしておりません。また、事業の実績ですが、申請地以外に町内での事業実績はありません。

議 長 いや、委員の質問は、町内に限らず県内や近県などでも実績はないかということだと思いますが、その辺はどうですか。

事務局 その辺についての確認は取れておりません。

議 長 委員、よろしいですか。

4 番 委 員 はい。分かりました。ただ、もし他で事業実績があれば、ちゃんと運営している方なのか、問題を抱えていないかなど周囲への影響を確認する参考になるかと思います。できれば今後、確認していただきたい。

5 番 委 員 この太陽光の案件ですが、委員で現地調査はしなくていいの。

事務局 以前にこの近くで砂利採取が出された時も、今回の申請も事務局で現地を確認させていただいております。

5 番 委 員 これは事務局の現地確認だけでいいのか、委員としても現地を見るべきなのか、その境目といったのを知りたい。

事務局 長 はい。申請の全てについて委員に現地を確認していただいているわけではありません。転用は事務局で確認しておりますし、昔は3条も事務局でした。法改正で3条の現地を委員が確認するようになったわけですが、4条、5条までお願いしていないということでもあります。では、4条、5条を委員が見なくていいのか、ということですが、それはこれからの確認体制ということですので、委員の皆さんが今後は転用も事前に委員が見ようというのであれば、それはそれでありがたいことですし、妨げる何ものもありません。この総会後にでもご協議いただければと思います。

5 番 委 員 3条や非農地で毎月、確認に歩いているわけですので、転用の申請分

- が増えたところで時間がかかり過ぎることにならないのではない
かと思う。私は見るべきだと思う。
- 議 長 　ただ今、平間委員さんから今までの確認に加えて転用分も見
るべきでないかという意見がありました。
- 1 番 委 員 　他の委員さんはいかがですか。1番、我妻委員さん。
農振農用地などは守るべき農地として重視しているわけであり
ますが、2種、3種といえど、転用に当たっては周囲への影響を
確認すべきで、平間委員の意見に賛成です。
- 議 長 　はい。ありがとうございます。転用の現地の確認にあ
たっても慎重に慎重を期すべきかもしれません。
- それでは採決いたします。今後、農地転用の申請について
も委員による事前の現地確認をすべきだという農業委員は挙手
をお願いします。
- 〔農業委員挙手〕
- 議 長 　全員であります。よって、今後の事前の現地確認には
農地転用の申請も含めることといたします。
- 6 番 委 員 　先ほど事務局長さんから、昔は3条も委員の確
認はなかったということであり、3条の権利移動は農地を農地
として使うという前提であり、転用と比べれば、転用こそ現地
確認すべきではないのかと考える。申請地の状況などを審議に
際して教えていただくべきかと思うがどうか。
- 事 務 局 長 　考え方として今の委員のご意見には大賛成です。
流れとして、かつてはさほど委員直接の現地確認を求められて
いなかった。その後、3条の委員現地確認が必要だよねとなっ
たのが現状であります。委員が手間を惜しまず転用も現地を
見るというのであれば大変ありがたいことです。
- 議 長 　3条の現地調査については、平成21年度の農地法一部
改正に絡んだものであって、これを止めるということは出来な
い。転用も見るのはいが、3条の現地調査は止めようとはでき
ない事を確認しておきたい。
- 議 長 　他に質問はありませんか。
- 3 番 委 員 　この太陽光自体が悪いのかということですが、
そうともいえない部分もある。どういう点で周囲に影響を与
えるのか、その辺が分かれば確認に際しても参考になる。事
務局にはお手数ですがそういった観点を教えていただくとあ
りがたい。
- 議 長 　係長の方でそういった情報があればお願いします。
- 事 務 局 　はい。太陽光発電設備設置による周囲への影響
という点ですが、よく聞くものでは、モジュールのパネルが農
地に屋根をかけるようになりま

すので、いままで自然浸透していた雨水も流れを作る場合がある。そういった流れの発生や流末の処理には気をつけております。また、照り返しは良く聞きますが、それ自体で作物に影響があったということは聞いたことがなく、主に住宅地などで起きる問題かと思われま

す。あとは施設内の管理が悪ければ病害虫の発生の原因となりかねないのかなと思います。

議 長 こういった事例等については、太陽光というと全国的に行われております。農業委員会組織ですと全国農業会議所から県の農業会議を経て農業委員会にも情報提供されますが、なにせ全国規模ですので様々な問題が起きているように見えてしましますが、多くの施設が沢山の問題を抱えているというわけではないようです。そうですね。

事 務 局 はい。それで、そういった情報を少し整理して次の総会あたりに情報として提供させていただきたいと思

樋口推進委員 別件で、業者が施行していた太陽光の現場で、不適切な急勾配の法面が崩落して農業用水をストップさせてしまう事例も町内で起きている。施行の管理についてもよく監視していかなければなら

5 番 委 員 関連ですが、太陽光に絡む権利の転売などが横行しているように思われる。また、事業終了後に撤去費用がかかりますが、事業者の所在がいまいだったり施設が放置される恐れもあるとい

います。開発許可や林地開発など町が何らかで関与できるものも少ないのかもしれませんが、そういうものであるならば、そういった体制についても

8 番 委 員 違法ではないにしろ、傾斜地への太陽光設置で、法面が崩れればその下にある農地や農家、民家などに被害が起きかねないものもある。

あらかじめ町としても被害発生を予防する観点での指導ができなければなら

事 務 局 今までは、太陽光発電ですと開発行為の事前協議対象外でした。それは地面に柱を刺すだけだからということです。そういった歯止めのなさを危惧して、まちづくり推進課では、関係条例や法規を改正して太陽光発電事業も開発行為の事前協議対象とすべく進めているところでありま

議 長 他にありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第4 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

議 長 [事務局長朗読説明]

8 番 委 員 説明が終わりましたので質問を許します。

この砂利採取であります、私も農業委員というより地元農家として接してきました。販売不振ということですが、この変更理由というものちゃんと確認できるシステムが必要ではないか。

どうにも砂利というのは採掘の許可さえもらって掘ってしまえば何とかかなという風潮が見える。ちゃんと許可どおりに出来なければ次の許可は難しいよということも必要かもしれない。

議 長 1つ確認したいんですが、この1年延長について、地権者の了解は得られているわけなんですよ。

事 務 局 もちろん、賃借料に関わる部分でありますので、地権者の合意を得たものであります。委員ご指摘の件ですが、今回の変更承認申請地は、平成29年度に許可された場所であり、何年もズルズルと伸ばされた場所ではありません。ちなみにそういう場所も過去にあったわけですが、何とか指導をして回復させております。一時転用ですので、やはり3年程度では農地復元してもらいたいと総会で協議された経緯もあります。

議 長 聞いたのは、業者が勝手に1年延ばすよという申請じゃないんだろうなということで、それはないわけですね。

事 務 局 はい、もちろん賃貸契約の延長もしておりますし、相互に合意した変更となります。

議 長 他に質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

議 長 [事務局長朗読説明]

事務局長 なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしていると思われます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第5号議案は議事参与の制限が複数ございます。まず、7番佐藤ゆり委員の退席を求めます。

[7番 佐藤ゆり委員 退場]

議 長 日程第6 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案の議案は原案のとおり承認されました。7番佐藤ゆり委員の入場を許可します。

[7番 佐藤ゆり委員 入場]

議 長 日程第7 第6号議案 非農地証明願についてを議題といたします。現況調査した委員に報告をさせます。

[7番 佐藤ゆり委員報告]

議 長 ただ今報告が終わりましたので、質問を許します。

4 番 委 員 11番、利用状況が宅地という事ですが、人が住んでいる家があるということですか。

事 務 局 長 この申請人がこれから住む予定で、建物は以前からありました。

5 番 委 員 現状としては住んでいないということですね。

1 番 委 員 建物があるということは、建築確認を取っているわけですね。

事 務 局 具体的なことはいえませんが、考えられる事としては、農地転用許可を受けて建築確認を取って建てたが、地目変更登記をしてない事も考えられる。地目の変更は要請しているが、強制できる手立てはなく、たまにこういうケースも出てくる。10番も11番も同じケースでないかとも考えられる。

6 番 委 員 ちゃんと手続をして建物を建てた。地目だけ変えなかった。そういう場合の扱いはどうなるのか。

事 務 局 過去の農地転用申請や許可が確認できなければ、再度申請となるべきだが、現況として農地でない以上はこのように非農地証明願いととなる。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がありませんので採決いたします。日程第7第6号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案の議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午前10時23分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年12月21日

議 長

5 番

6 番
